

〈養護者による虐待の種類〉

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

例) 平手打ちをする、移動させる時に無理に引きずる、ベッドに縛り付け四肢を拘束する等

② 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例) 怒鳴る、排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑したり人前で話したりして恥をかかせる等

③ 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的、心理的、性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

例) 水分や食事が十分に与えられず空腹状態が長時間にわたり継続している、髪や爪が伸び放題で衣服や寝具が汚れたままの状態が継続する等

④ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

例) 性行為を強要する、排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する等

⑤ 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

例) 生活に必要な金銭を渡さない、医療や介護サービスなどに必要な費用を支払わない等

〈高齢者虐待対応の流れ〉

